

『みんなで守り育てるしまねの道と川の愛護活動』表彰実施要領

1 目的

この表彰は、地域の道路、河川、海岸、公園などの公共土木施設をきれいにし、大切にすることを育てるとともに、愛護活動のさらなる活性化を図るため、公共土木施設における愛護活動に功績のあった個人又は団体を表彰する。

2 部門

部門を道路・公園部門、河川・砂防部門、海岸・港湾空港・漁港部門とする。

3 対象活動

表彰の対象となる活動は、部門毎に以下のとおりとする。

○道路・公園部門

県が管理する国道、県道、県立都市公園等、及び市町村道において、概ね5年以上継続して、清掃活動、草刈り、植栽管理、パトロール等の愛護活動を熱心に取り組むなど、功績のあった個人又は団体とする。ただし、活動年数が5年に満たない個人又は団体であっても特に功績が顕著であれば受賞の対象とする。

○河川・砂防部門

県が管理する河川（一級河川の指定区間、二級河川、砂防指定河川、干拓堤防）及びその他砂防施設において、概ね5年以上継続して、清掃活動、草刈り、植栽管理、環境調査、パトロール等の愛護活動を熱心に取り組むなど、功績のあった個人又は団体とする。ただし、活動年数が5年に満たない個人又は団体であっても特に功績が顕著であれば受賞の対象とする。

○海岸・港湾空港・漁港部門

県が管理する公共海岸（海岸保全区域、一般公共海岸区域）、港湾施設、空港施設、治山海岸施設及び漁港施設において、概ね5年以上継続して、清掃活動、パトロール等の愛護活動を熱心に取り組むなど、功績のあった個人又は団体とする。ただし、活動年数が5年に満たない個人又は団体であっても特に功績が顕著であれば受賞の対象とする。

4 選定方法

県の機関、市町村及び地域からの推薦並びに愛護団体からの自薦をもとに、愛護活動による公共土木施設への貢献度等を勘案し決定するものとする。

なお、当該表彰の受賞実績がある個人又は団体であっても、受賞後活動内容が飛躍的に向上した場合などは再度表彰を行えるものとする。

推薦及び自薦は別紙様式により募集するものとする。

5 表彰の時期

表彰は、原則として毎年7月（河川愛護月間、海岸愛護月間期間中）又は8月（道路愛護月間期間中）に行うものとする。

6 表彰を行う者

知事

7 表彰の方法

受賞する個人又は団体に感謝状を授与し、副賞を付して行う。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。